

(別紙 3－23 きだい日本海・東シナ海系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 きだい日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の目標

国が行うきだい日本海・東シナ海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。

なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。